

基本的な方向・方策（検討修正案）

本審議会では、大規模校及び小規模校に関する基本的な方向等について審議を行ないましたが、第一義的には、子どもたちの学習指導面とともに社会性やコミュニケーション能力などの向上にとってより良い環境を作る観点から検討を行いました。また、費用対効果などの教育行政の効率的な運営をはじめ、各小学校における児童数の将来推計や通学区域、通学距離、地域コミュニティとの関係などに十分留意しつつ、学校の分離新設や統廃合をはじめ通学区域の変更、学校施設面の充実など基本的な方向や方策について検討しました。

なお、小規模校及び大規模校に該当する個別の小学校については、具体的な方向・方策を示すことはできませんでしたが、本答申における基本的な方向・方策をもとに今後十分に検討を重ねられ、対応されることを期待するものです。

1 小規模校に関する基本的な方向・方策

小規模校や児童数の減少が見込まれる学校では、児童数の将来推計等に基づき、学校施設の整備や学校運営面を考慮する必要があります。また、学校規模等の適正化を図る必要がある場合には、通学区域の変更や学校の統廃合などの方策が考えられます。

(1) 学校施設の整備、学習指導上の対策

- 現在小規模校となっている学校で児童数が減少している場合は、普通教室等で余裕教室が出てきている可能性があるため、児童数の推移や将来推計、施設の状況などに十分留意しながら、長期的な視点に立って現行施設の建替え・改修を考慮する必要があります。
- 小規模校では、学習集団の固定化による課題を解決するため、学校行事等で学年を超えた縦割り班活動などが行われていますが、今後もより創意工夫を凝らした学習活動に努める必要があります。

(2) 通学区域の変更

- 適正規模を若干下回る小規模校で将来的にも適正規模とならないことが予想される場合は、1学級当たりの児童数の推移や将来推計に十分留意し、現状を維持するか又は通学区域の見直しにより適正化を図ることが考えられます。
- 通学区域の見直しをする場合は、隣接する小学校施設の耐震改修の状況や余裕教室数、グラウンドの広さなどとともに、学校校舎等の増築やグラウンドの拡張の可否についても勘案する必要があります。
- 通学区域の見直しにより、対象となる児童にとっては就学すべき学校が変わったり、通学距離が長くなったりする恐れがあるほか、町会や地域福祉委員会等の活動にも影響を及ぼすことが考えられます。このため、通学距離や通学路の安全性をはじめ、歴

史的な経緯や地域コミュニティとの関係などを考慮するとともに、地域住民に対する十分な説明と理解を求める必要があります。

(3) 学校の統廃合

- 適正規模を大幅に下回る小規模校で、将来的にも大幅な児童数の増加が見込めないことが予想される場合は、通学区域を変更するか、又は当該小学校を廃止し、通学区域を変更するいわゆる学校の統廃合が根本的な解決策となります。
- 小学校の統廃合については、現に通学している児童にとって就学すべき学校が変わったり、通学距離が長くなったりするほか、通学路の安全確保など多くの課題があります。また、小学校が、地域における教育コミュニティの核であり、大規模災害発生時の避難所としての防災機能を果たしていることなどを勘案し、地域住民に対する十分な説明と理解が求められます。
- また、隣接小学校の児童数の現状や将来推計とともに、学校施設の現状や拡張の可否についても勘案する必要があります。
- さらに、小学校の統廃合に伴って通学区域の変更も必要となる場合がありますが、その場合も、前述の通学区域の変更と同様な対応が求められます。

(4) 小規模特認校

- 小規模特認校とは、自然環境など学校の特色ある教育環境のもと、小規模校における教育の特性を活かし、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導の中で、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童・保護者に、一定の条件のもとで教育委員会が指定した学校について、市内の通学区域外からの転入学を認めるものです。
- 現在、本市では大木小学校がその要件を満たし指定を受けていますが、近年校区内の児童数が著しく減少し、将来的にも児童数の減少が続くことが予想されているため、今後は、小規模特認校の存続を含めて検討すべき課題であると考えます。

2 大規模校に関する基本的な方向・方策

大規模校や児童数の増加が見込まれる小学校では、児童数の将来推計等に基づき、学校施設の整備や学校運営面での充実を図る必要があります。また、学校規模等の適正化を図る必要がある場合には、通学区域の変更や学校の分離新設による方策が考えられます。

(1) 学校施設の整備・充実

- 現在大規模校となっている学校については、普通教室や特別教室、少人数指導のための教室等が不足したり、グラウンドが狭いなど施設面での支障が生じている可能性があります。また、現在適正規模となっている学校であっても将来的に児童数の増加

が見込まれる場合は、施設面で支障が出てくる可能性があります。このような小学校については、児童数の将来推計や今後の児童数の推移に留意するとともに、授業に支障が生じることのないよう、普通教室や特別教室等を含めた校舎の増改築のほか、グラウンドの拡張など学校施設の整備・充実が求められます。

(2) 通学区域の変更

- 適正規模を若干上回る大規模校で将来的にも適正規模とならないことが予想される場合は、分離新設の方法も考えられますが、広大な用地の確保や大きな財政的負担など新たな小学校の建設は極めて困難であるため、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、学校規模の適正化を図ることが考えられます。
- 通学区域の変更に当たっては、隣接する小学校の施設条件や児童数等を十分勘案する必要があるとともに、通学区域の変更により、対象となる児童にとっては就学すべき学校が変わったり、通学距離が長くなったりする恐れがあるほか、町会や地域福祉委員会等の活動にも影響を及ぼすことが考えられます。このため、通学路の安全性の確保をはじめ、歴史的な経緯や地域コミュニティとの関係などを考慮するとともに、地域住民に対する十分な説明と理解を求める必要があります。

(3) 学校の分離新設

- 適正規模を大幅に上回る大規模校で将来的にも児童数の増加が予想される場合は、通学区域を変更するか、又は新しく小学校を建設し通学区域を分割する、いわゆる学校の分離新設が根本的な解決策となります。